

一戸建て住宅に設置する浄化槽の  
処理対象人員算定基準におけるただし書運用基準

## 第1 趣旨

佐世保市内の一戸建て住宅に設置する浄化槽について、日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

## 第2 算定人員

一戸建ての住宅（二世帯住宅及び賃貸・建売住宅を除く）であって、専用住宅又は他用途との併用又は兼用住宅である建物について、その建物の住宅専用部分の延べ床面積が 130 m<sup>2</sup>を超える場合、浄化槽の処理対象人員に関して第3に掲げる建築物等の要件に適合し、かつ維持管理の条件を遵守する場合には、その住宅専用部分の処理対象人員を 5 人とすることができる。

## 第3 適用の要件及び条件

- 1 建築物等が以下のすべての要件に適合すること。
  - (1) 住宅専用部分の延べ床面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積）が 200 m<sup>2</sup>以内であること。
  - (2) 実居住人員及び将来の居住人員見込みが 5 人以下であること。
  - (3) 水道及び井戸水の合計使用水量（浄化槽で処理する水量に限る）の見込みが 1 日あたり平均 1,000 リットル以下であること。
  - (4) 一つの敷地に「母屋」と「離れ」がある場合、「離れ」は、風呂、台所、便所のうちいずれかを母屋と共有すること。
- 2 維持管理について以下のすべての条件を遵守すること。
  - (1) 浄化槽管理者(以下、「管理者」という。)の責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施されること。
  - (2) 浄化槽法施行規則第一条(使用に関する準則)を遵守すること。
  - (3) 浄化槽設置後、適用の要件及び条件に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適」と判定された場合には、行政からの指示等に従い、適切な処理能力の浄化槽に入れ替える等の改善措置を設置者（管理者）の責任において速やかに講じること。
  - (4) 浄化槽の管理者を変更する場合、変更前の管理者は変更後の管理者に対し、当該浄化槽の浄化槽設置届出書(以下、「設置届」という。)又は写しを引き渡し、責任を持って第3の各要件及び条件について遵守義務があることを承継すること。

#### 第4 書類の提出

本緩和措置の適用を受ける場合、当該浄化槽の設置者又は管理者は、以下の区分に従って必要書類を提出しなければならない。

- 1 浄化槽設置届については、以下の区分のとおりとする。また、以下のいずれの区分についても、設置者は設置届の「その他特記すべき事項」の欄に「ただし書による緩和措置適用」と記載すること。
  - (1) 建築確認申請等を伴わない場合  
設置者は「別紙 1」を設置届に添付して、環境保全課へ設置届と同部数(3部)を提出すること。
  - (2) 建築確認申請等を伴う場合  
設置者は「別紙 1」を設置届に添付して、建築主事又は指定確認検査機関へ設置届と同部数(3部)を提出すること。
- 2 浄化槽届出事項変更届については、以下のとおりとする。  
浄化槽の設置場所又は住宅の延べ床面積のいずれかに変更が生じた場合、設置者又は管理者は、「別紙 1」を「佐世保市浄化槽取扱要領」に規定される「届出事項変更届出書」に添付して、同要領に規定されている受付機関へ「届出事項変更届出書」と同部数を提出することとする。
- 3 浄化槽管理者変更報告については、以下のとおりとする。  
浄化槽の管理者を変更し、引き続き緩和措置を適用する場合、新しい浄化槽管理者は「佐世保市浄化槽取扱要領」に規定される「管理者変更報告書」に「ただし書による緩和措置適用」である旨を記載し、環境保全課へ「浄化槽管理者変更報告書」を提出すること。

#### 第5 適用日

本運用基準は、令和2年4月1日から適用する。